

門真市一般廃棄物処理基本計画

(概要版)

素案



令和2年3月 策定
令和6年12月【中間見直し版】

門 真 市

第1部 総論

第1章 計画見直しの趣旨

門真市(以下「本市」という。)では、令和2(2020)年3月に策定した門真市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量やリサイクル、適正処理の推進に取り組んできました。本計画の計画期間は、令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間であり、令和6(2025)年度は中間目標年度にあたることから、中間見直しを行うこととしました。

本計画を策定後、SDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)の持続可能な社会をめざす取り組みや脱炭素社会の実現をめざす動きがますます活発となっております。一方で、気候変動問題が顕在化しており、二酸化炭素排出量の削減に向け、より一層の取り組みの進展が求められています。本市におきまして令和4(2022)年6月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行ったところであり、廃棄物分野では、より一層の廃棄物減量化やリサイクルの推進、ごみ焼却時における熱エネルギーの有効利用などが求められています。

また、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、令和4(2022)年4月に「プラスチック資源循環法」が新たに制定されたほか、食品ロス削減を実現するための取り組みが求められるなど、廃棄物処理を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、門真市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを行うものです。

第2章 計画の位置付け

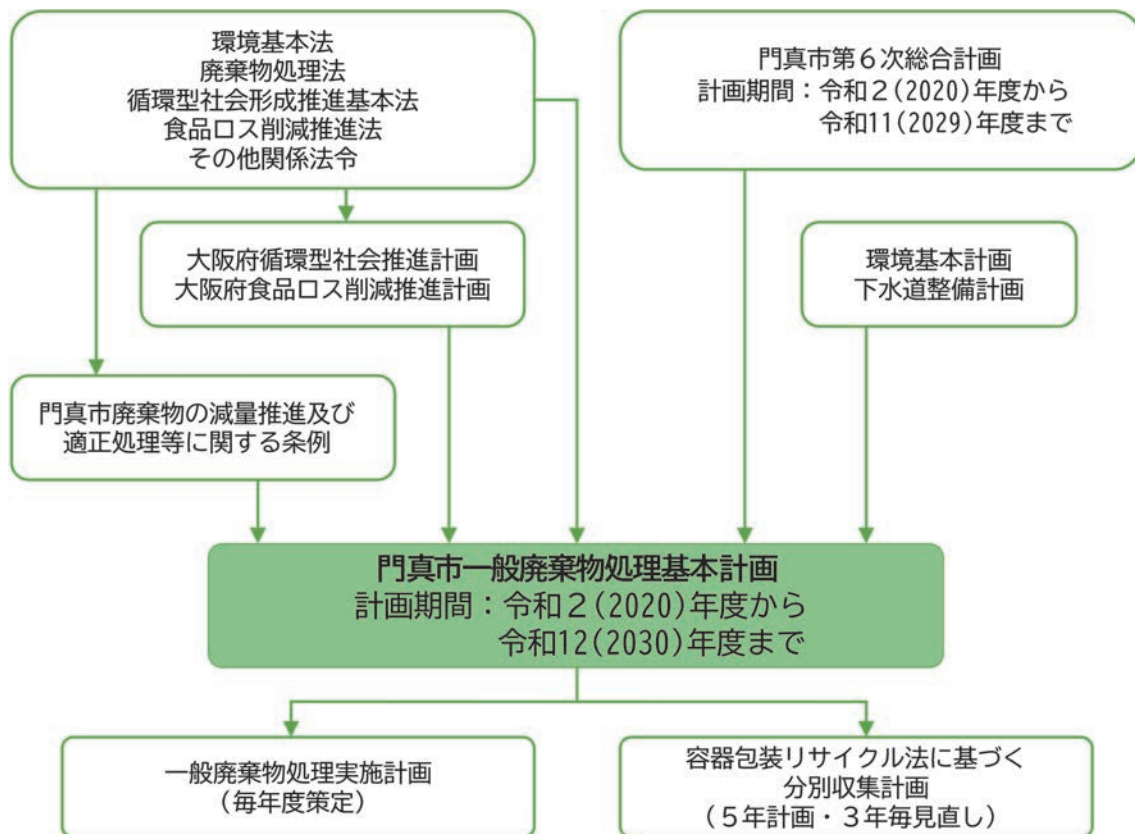


図1 計画の位置付け

第3章 門真市の概要

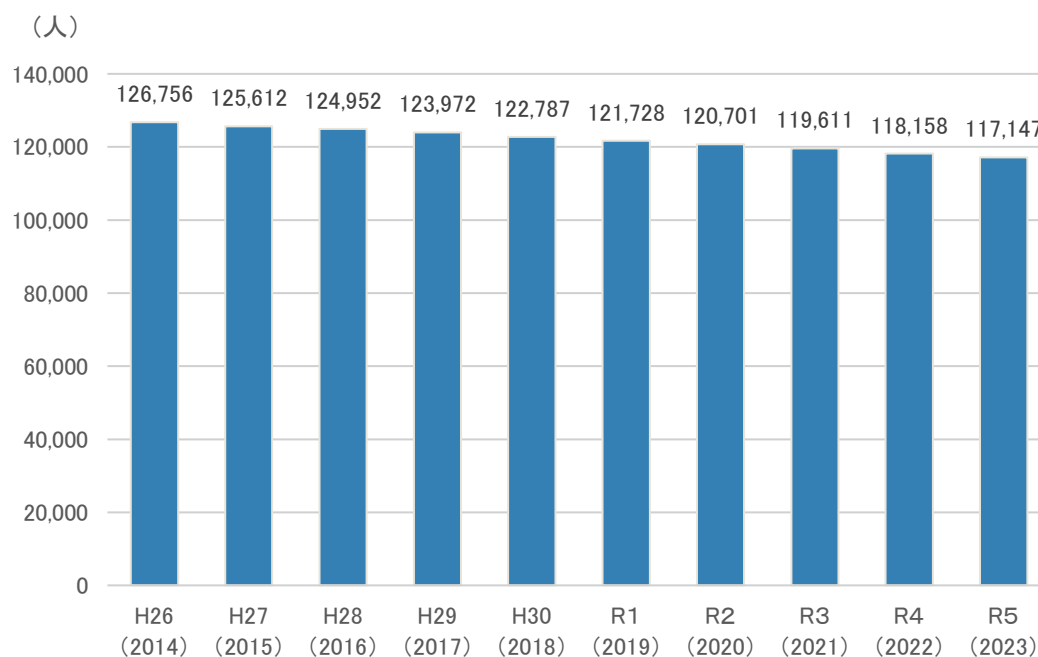
第1節 人口

門真市の総人口は、1960年代から70年代の高度経済成長期にかけて急激に増加しましたが、平成2(1990)年の143,287人をピークとして緩やかな減少傾向にあります。令和5(2023)年の総人口は117,147人であり、平成26(2014)年と比べ、この10年間で約8%減となっています。

令和6(2024)年度は総合計画の改定作業を進めており、その基礎調査報告書によると、令和12(2030)年の推計人口は108,480人、令和22(2040)年では95,725人、令和32(2050)年では84,579人と推計しています。

一方、世帯数は増加傾向にあり、令和5(2023)年の世帯数は63,670世帯であり、平成26(2014)年と比べ、この10年間で約4%増となっています。しかし世帯人員は少子化を背景として減少傾向にあり、令和5(2023)年の平均世帯人員数は1.84人となっています。

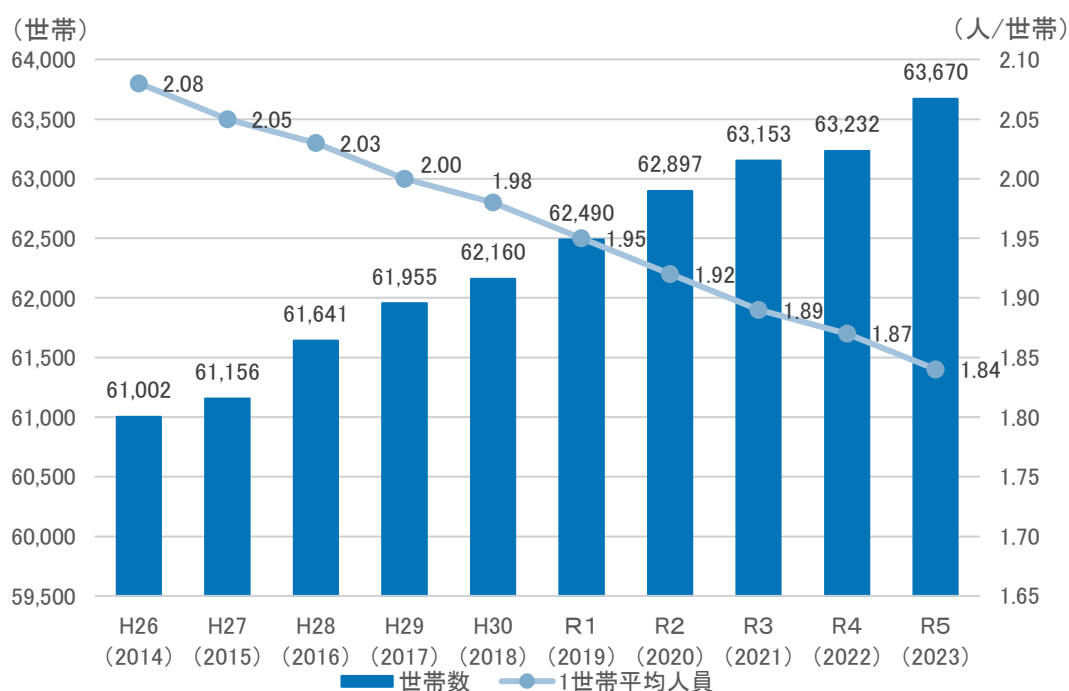
本市は近年高齢化率が急激に上昇する傾向にあることから、バランスの良い年齢構成とすることが課題です。そのために、高齢者が生きがいを持って健康に暮らせるとともに、子育て世代の人々が安心して産み育てることができる環境をつくり、将来を担うこどもたちがいつまでも門真に住み続けたいと思う元気で発展するまちをつくることをめざしています。



注：各年度の数値は10月1日現在の数値。

出典：門真市統計書(令和5(2023)年版)

図2 人口推移



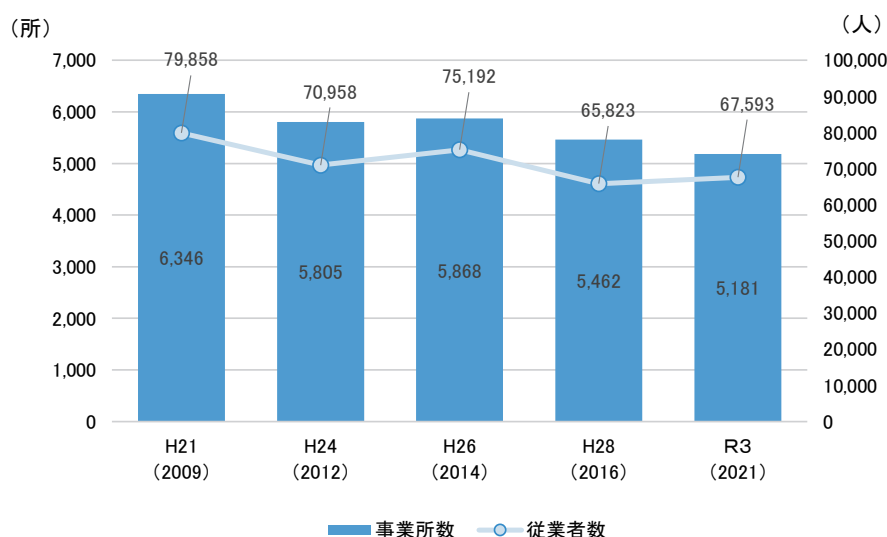
注：各年度の数値は10月1日現在の数値。
 出典：門真市統計書(令和5(2023)年版)

図3 世帯数と1世帯平均人員の推移

第2節 産業

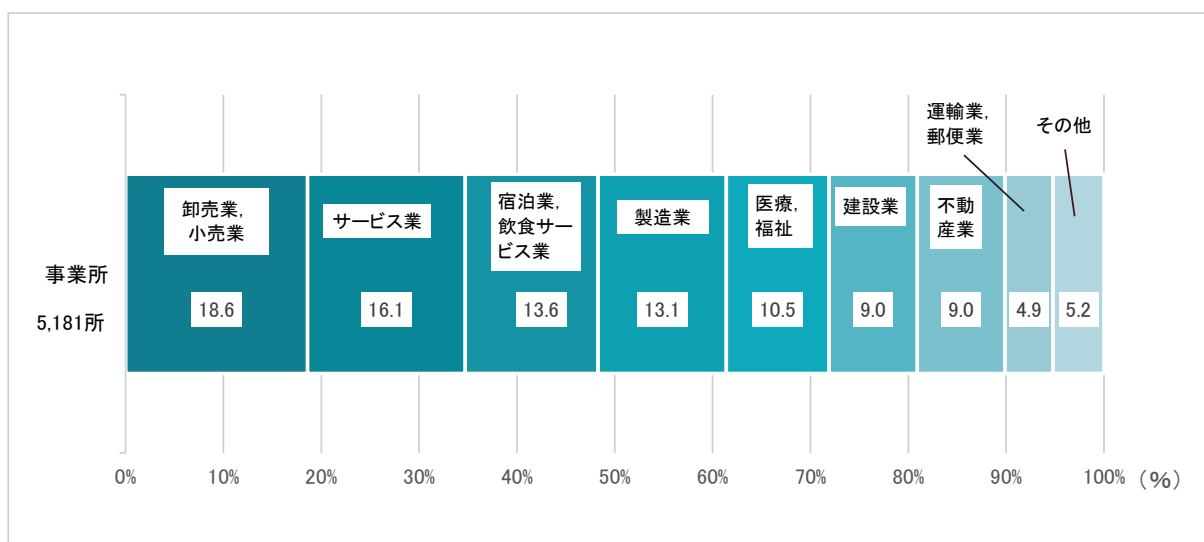
本市の事業所数及び従業者数は、令和3(2021)年時点で5,181事業所、67,593人であり、平成21(2009)年以降の推移を見ると、事業所数・従業者数ともにやや減少傾向にあります。

令和3(2021)年度時点の事業所の産業割合について、上位5つの業種は、卸売業、小売業18.6%、サービス業16.1%、宿泊業、飲食サービス業が13.6%、製造業13.1%、医療、福祉10.5%となっています。



備考：平成21(2009)年及び平成26(2014)年は経済センサス - 基礎調査、平成24(2012)年・平成28(2016)年・令和3(2021)年は経済センサス - 活動調査をもとに作成しているが、各調査は調査対象等が異なるため、単純比較はできない。
 出典：門真市統計書(令和4(2022)年版及び令和5(2023)年版)

図4 事業所数・従業者数の推移(令和3年)



出典：門真市統計書(令和5(2023)年版)

図5 産業割合(令和3年)

第4章 計画目標年度

本計画は、令和2(2020)年度を初年度、5年後の令和6(2024)年度を中間目標年度とし、10年後の令和11(2029)年度を最終目標年度としていましたが、令和11(2029)年度は上位計画である環境基本計画の中間見直し時期と重なっており、環境基本計画の改訂内容を本計画に反映する必要があることから、今回の中間見直し時に計画期間を1年延長し令和12(2030)年度を最終目標年度とします。なお、計画期間内でも、社会経済情勢、関係法令や諸制度等が大きく変化した場合は、必要に応じて計画を見直します。

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理システムの現状

本市では、家庭系ごみについては、可燃ごみ(普通ごみ)、資源ごみ(プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん・缶類、古紙・古布)、不燃ごみ(小型ごみ)、粗大ごみ、の収集・処理をしています。

会社・商店等事業活動に伴って排出される事業系ごみ(一般廃棄物)を市の処理施設に搬入する場合は、有料での自己搬入又は収集運搬許可業者による搬入に限定しています。

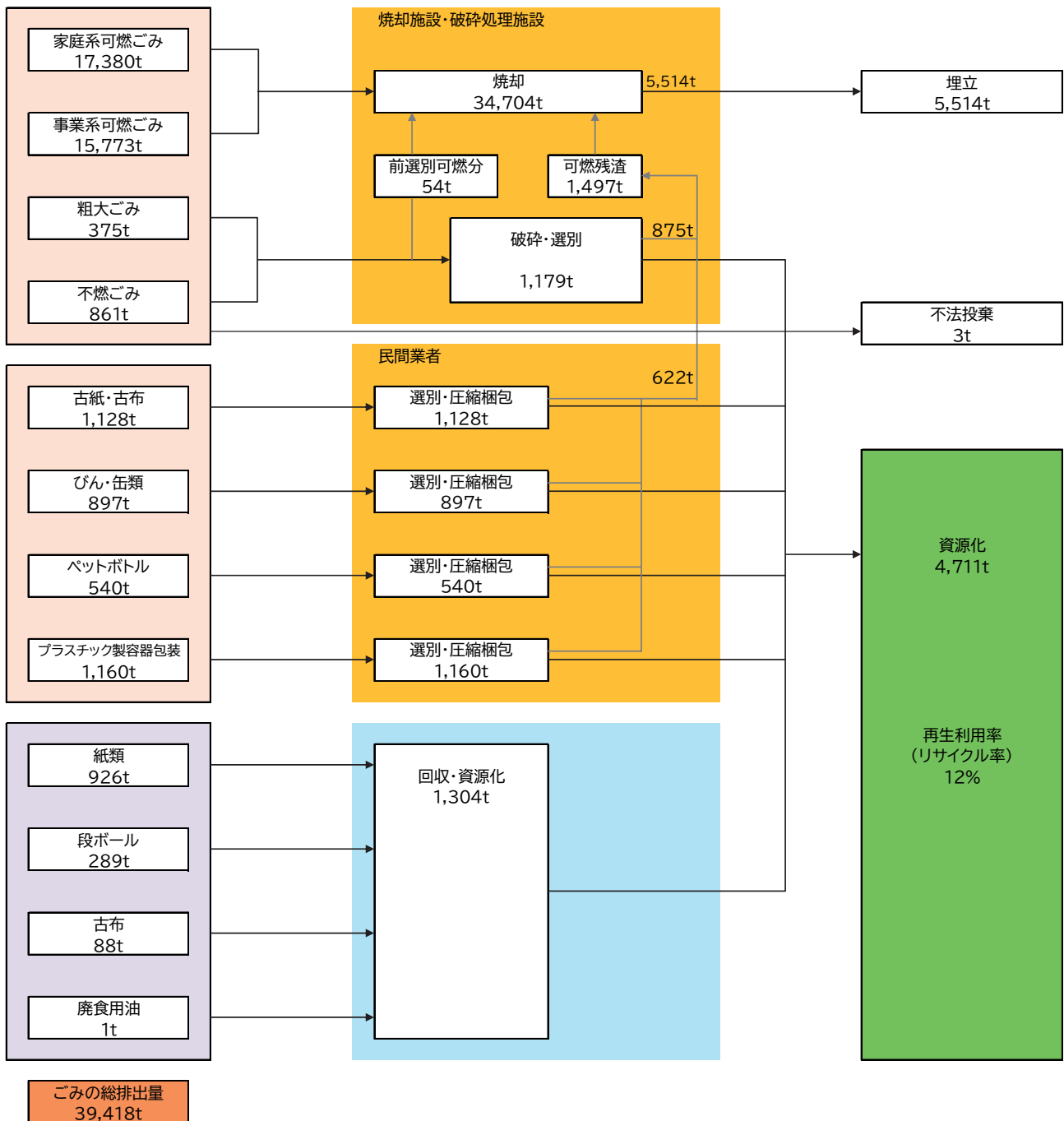


図6 ごみ処理フロー(令和5(2023)年度実績)

第2章 ごみ排出量及び処理量の現状

第1節 ごみ総排出量

本市の令和5(2023)年度のごみ総排出量は39,418 t(1人1日当たり排出量919 g/人・日)であり、平成26(2014)年度と比べ、この10年間で8,367 t(約18%)減少しています。

種別ごとにみると、令和5(2023)年度のごみ総排出量は21,926 t、事業系ごみは16,188 t、集団回収1,304 tとなっており、平成26(2014)年度と比べ、この10年間で家庭系ごみは3,319 t(約13%)、事業系ごみは3,308 t(約17%)、集団回収は約1,740 t(約57%)減少しています。

令和5(2023)年度のごみ総排出量における各種別の割合は、家庭系ごみが55.7%、事業系ごみが41.0%、集団回収が3.3%となっており、平成26(2014)年度時(家庭系ごみ52.8%、事業系ごみ40.8%、集団回収6.4%)と比べ、家庭系ごみの占める割合がやや増加しています。

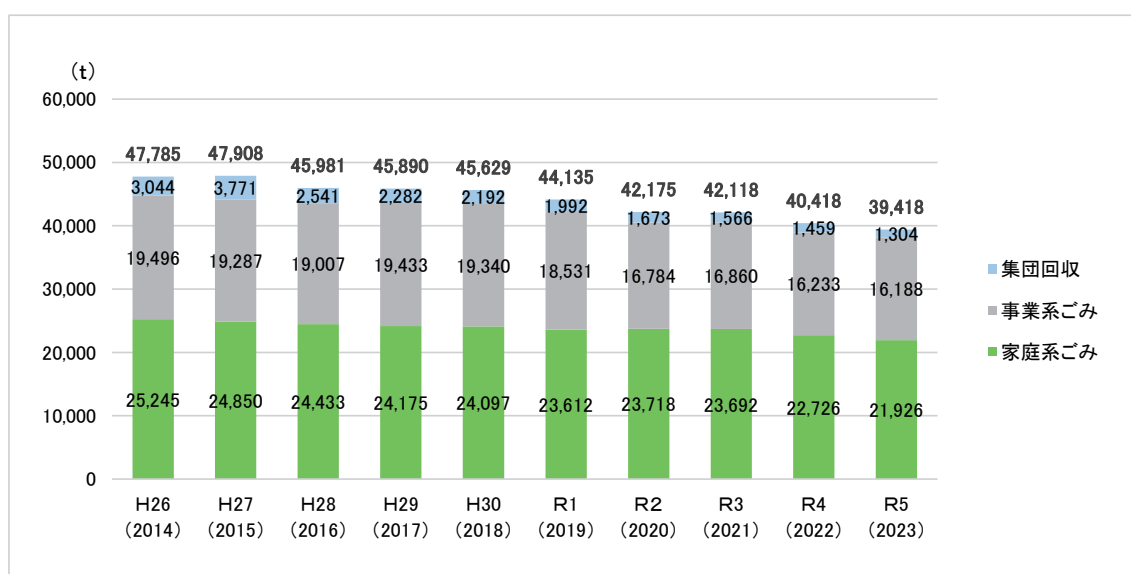


図7 ごみ総排出量の推移

第2節 区分別排出量の推移

(1) 家庭系ごみ区分別排出量の推移

可燃ごみは平成26(2014)年度以降減少傾向にあり、令和5(2023)年度は17,380 tとなっています。不燃ごみと資源ごみは増減を繰り返して推移し、粗大ごみは減少傾向にあります。

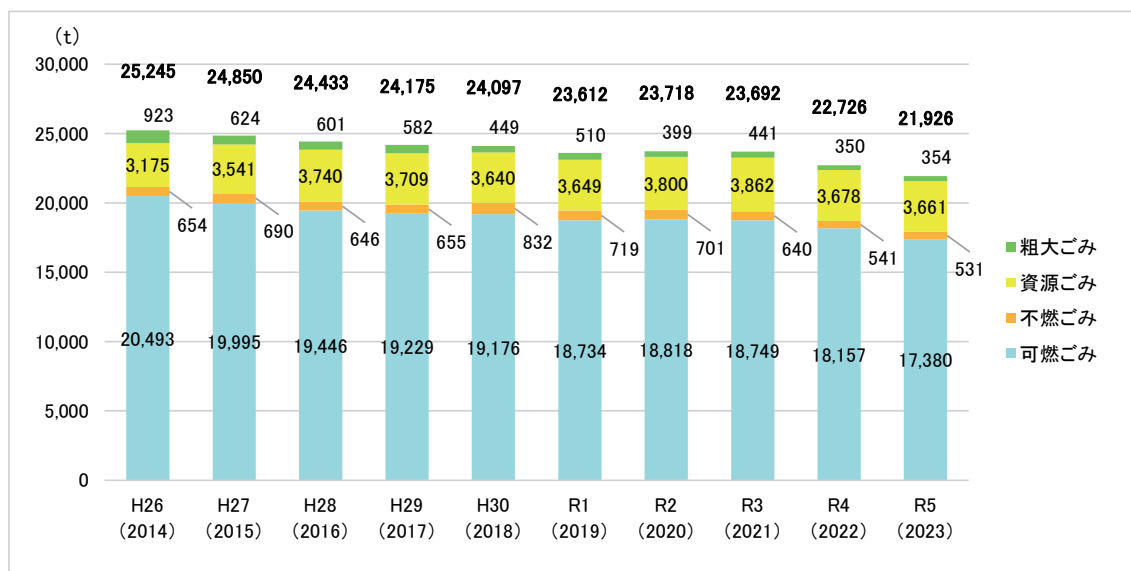


図8 家庭系ごみ区分別排出量

(2) 事業系ごみ区分別排出量の推移

可燃ごみは令和2(2020)年度以降大きく減少し、令和5(2023)年度は15,773 tとなっています。不燃ごみは増減を繰り返して推移し、資源ごみと粗大ごみはいずれも減少傾向となっています。

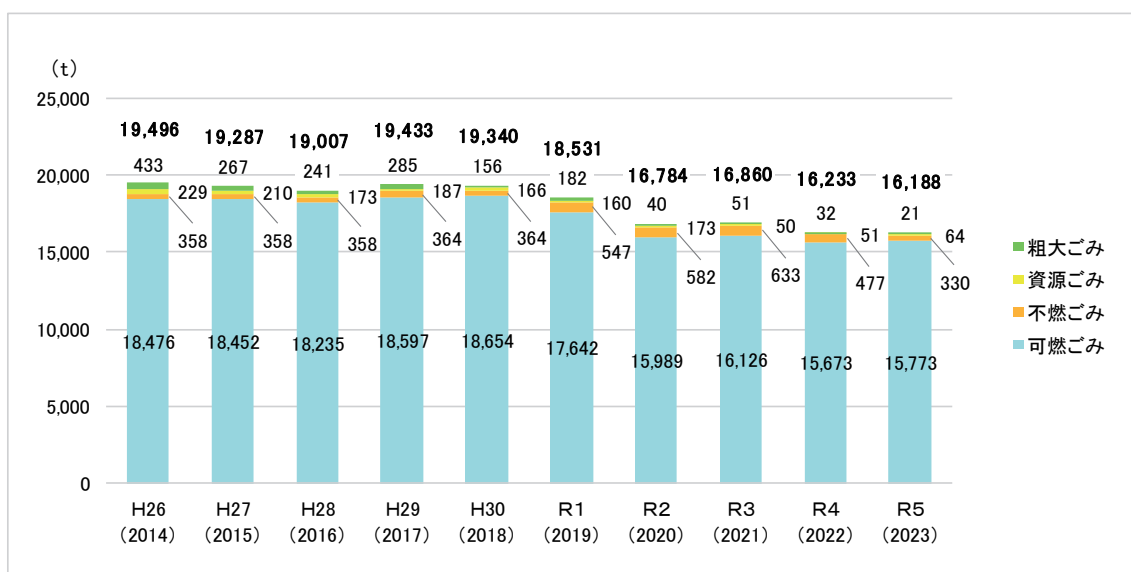


図9 事業系ごみ区分別排出量

第3節 ごみ処理量

(1) 焼却処理量

焼却処理量は平成26(2014)年度以降減少傾向にあり、令和5(2023)年度は合計で34,704 t となっています。平成26(2014)年度と比較してこの10年間で約17%減少しています。

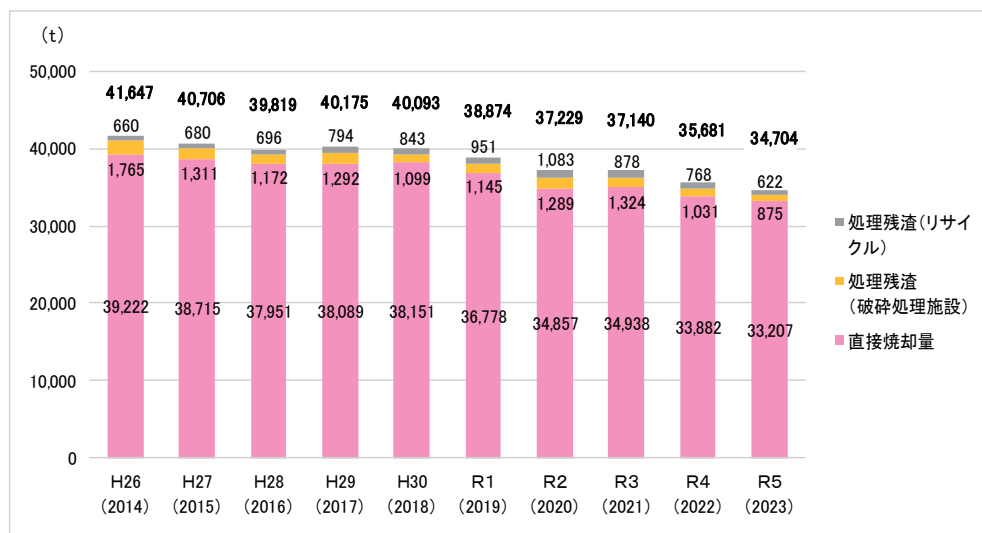


図10 焼却処理量の推移

(2) 資源化量

令和5(2023)年度における資源化量は4,711 t で、平成27年度以降減少傾向で推移しています。

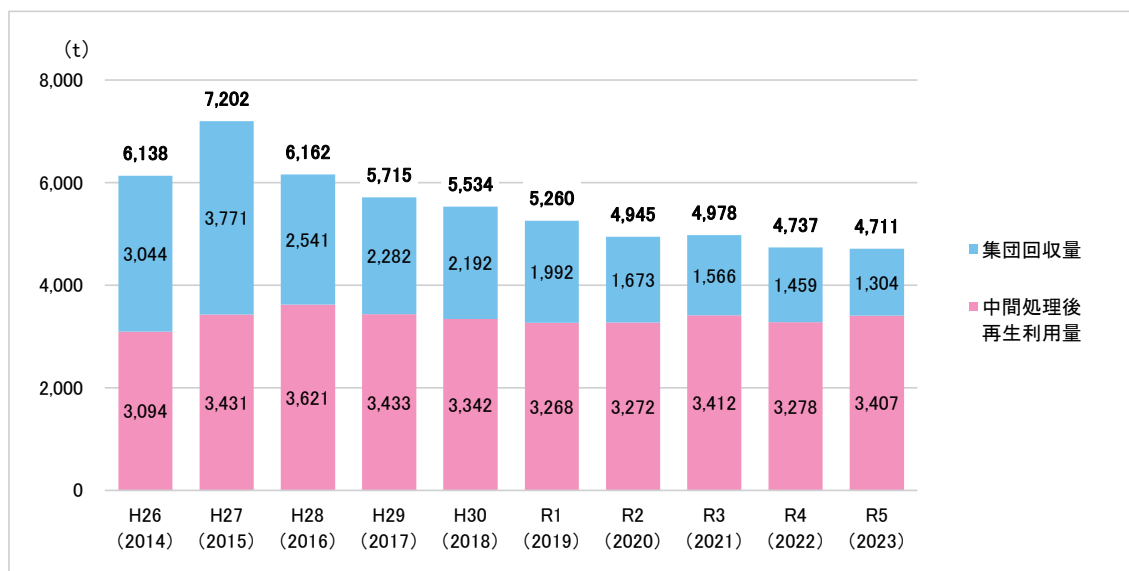


図11 資源化量の推移

第4節 北河内7市との比較

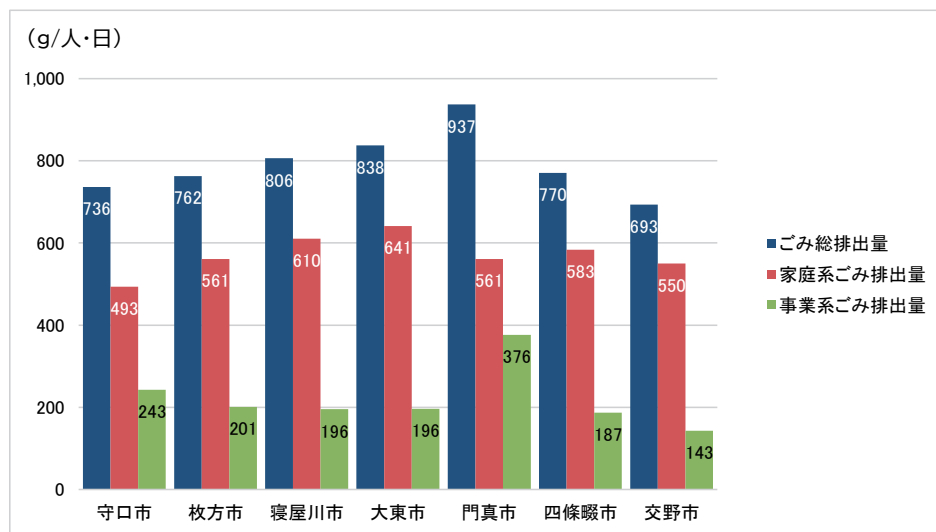
令和4(2022)年度のごみ発生状況について、北河内7市(守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市)でも比較を行いました。

比較の結果、本市は「1人1日当たりごみ総排出量」が7市中最も多く、その内訳をみると、「家庭系ごみ排出量」は7市全体の値を下回っていますが、「事業系ごみ排出量」が他市よりも多いことが特徴となっています。

表1 1人1日当たりごみ排出量の比較(北河内7市 令和4(2022)年度)

区 分	ごみ総排出量 (g/人・日)	家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	事業系ごみ排出量 (g/人・日)
守口市	736	493	243
枚方市	762	561	201
寝屋川市	806	610	196
大東市	838	641	196
門真市	937	561	376
四條畷市	770	583	187
交野市	693	550	143
北河内7市全体	789	571	218

出典：令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)



出典：令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)

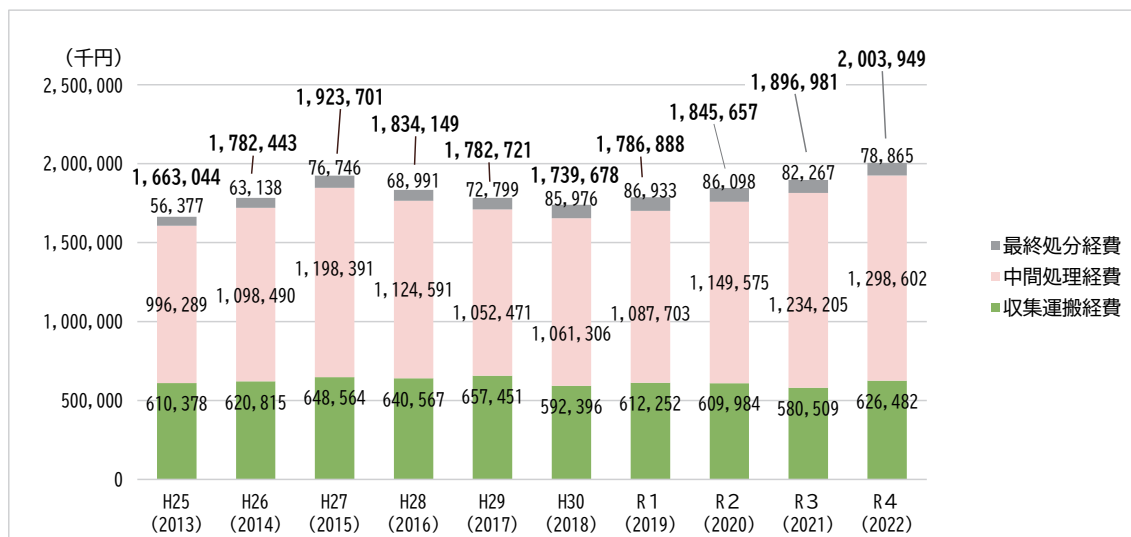
図12 1人1日当たりごみ排出量の比較(北河内7市 令和4(2022)年度)

第3章 ごみ処理費用の現状

第1節 ごみ処理費用の現状

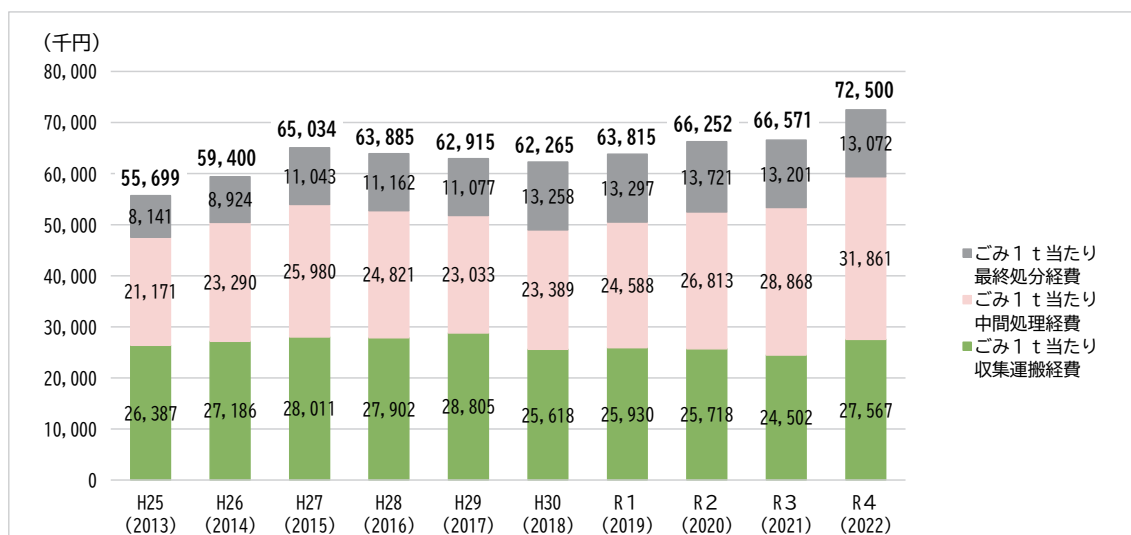
本市における令和4(2022)年度のごみ処理費用総額は約20億円(建設改良費、一般職人件費を除く)であり、この10年間で21%増加しています。

ごみ1t当たりの処理費用(建設改良費、一般人件費を除く)は72,500円、うち中間処理費用は31,861円となっています。



※廃棄物処理事業経費のうち、「建設改良費」は含まない。また「人件費」のうち、「一般職」は含まない。
出典：平成25(2013)～令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)

図13 ごみ処理費用の推移



※廃棄物処理事業経費のうち、「建設改良費」は含まない。また「人件費」のうち、「一般職」は含まない。
出典：平成25(2013)～令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)

図14 ごみ1t当たりの処理費用の推移

第2節 ごみ処理手数料

ごみ処理手数料のうち、粗大ごみについては、粗大ごみ処理券により徴収しています。粗大ごみ処理券は、クリーンセンター業務課、南部市民センター及び本市が委託している粗大ごみ処理券取扱店で購入することができます。また、排出者が自ら市長の指定する場所へ搬入し、本市が処分のみをするものについては、クリーンセンター業務課の窓口で直接料金を徴収しており、それ以外のごみ処理手数料については、収集の際に徴収しています。

表2 ごみ処理手数料

種別	区分				単位	手数料
一般廃棄物	収集、運搬及び処分をするもの (一般家庭から生じたものに限る)	粗大ごみ 以外	定時	排出量が常時1日平均10kg以上のもの	10kgにつき	100円
			随時	臨時で申込みのあったもの		
		粗大ごみ	定時	1回に排出する粗大ごみの点数が5点以内のもの	1点につき	1,500円を超えない範囲内で規則で定める額 2,250円を超えない範囲内で規則で定める額
			随時	臨時で申込みのあったもの又は1回に排出する粗大ごみの点数が5点を超えるもの		
	処分のみをするもの	市長の指定する場所へ搬入するもの			10kgにつき	90円
特定家庭用機器 廃棄物	収集及び運搬をするもの				1台につき	3,500円
	市長の指定する場所へ搬入するもの					1,800円
犬猫等の死体	随時に市長の指定する場所へ搬入するもの				1頭につき	500円

※令和6(2024)年4月1日現在

※手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

※重量割で手数料の定まっているもので重量の認定が困難なものについては、容量により認定することができる。この場合において、その手数料の額は、次に定めたとおりとする。

(1) 収集、運搬及び処分をするもの 1立方メートルにつき 3,000円

(2) 処分のみをするもの 1立方メートルにつき 1,500円

※手数料を算出する基礎となる数量が1単位に満たない端数は、1単位に繰り上げて計算する。

※粗大ごみとは、その最大の辺の長さ又は径が30センチメートルを超える耐久消費財等で、規則で定めるものをいう。

※特定家庭用機器廃棄物とは、家電リサイクル法の対象品目であるエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機をいう。

※し尿の定額制については、月の半ばで人員の異動のあったときは、その翌月から更正する。

出典：門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例(平成5年門真市条例第23号)

第4章 ごみ排出量及び処理量の見込み

第1節 ごみ将来排出量推計の方法

ごみの将来排出量は、過去10年間(平成26(2014)年度～令和5(2023)年度)のごみ種類別排出量原単位(1人1日当たりごみ量)から、各ごみ種類別の将来ごみ排出量原単位(家庭系ごみは市民1人1日当たり排出量。事業系ごみは1事業所当たり排出量)の推移をそれぞれ算出し、将来人口及び将来事業所数に乗じたものを設定します。

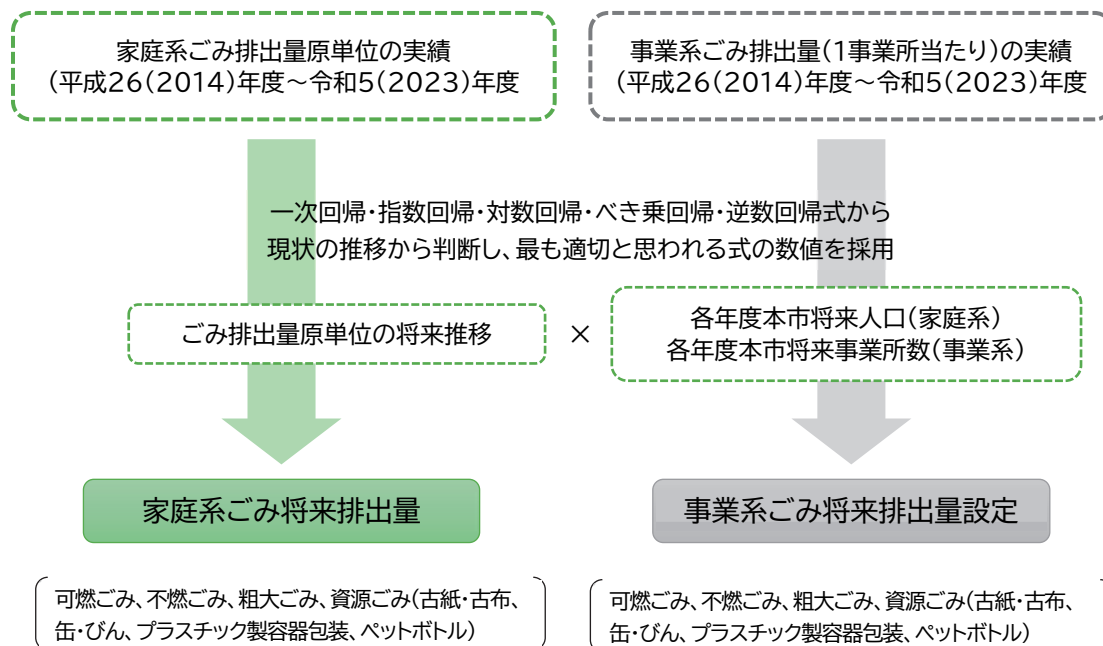


図15 ごみ将来排出量の設定フロー

(1) 将来人口及び将来事業所数の設定

将来人口は、令和6(2024)年8月に策定した「門真市第6次計画改訂に向けた基礎調査報告書」に示される総合計画に示される「人口ビジョン将来展望値」に基づくこととします。

当該展望値は令和7(2025)年度と令和12(2030)年度に設定されているため、令和11(2029)年度までの中間年度の人口は、令和5(2023)年度の人口が令和7(2025)年度と令和12(2030)年度の展望値に向けて等差推移するものとし、表2のとおり設定しました。

表3 門真市人口ビジョンに基づく将来人口設定

年度	実績										推計人口						
	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
人口 (人)	126,756	125,612	124,952	123,972	122,299	121,728	120,701	119,611	118,158	117,147	115,554	113,983	112,861	111,750	110,649	109,559	108,480

また、将来事業所数については、経済センサスによる事業所数を直線回帰により予測した値で設定しました。

第2節 将来のごみ処理フロー(現状趨勢の場合)

現状趨勢の場合の最終目標年次(令和12(2030)年度)のごみ処理フローを以下に示します。

令和5(2023)年度実績と比較して、1人1日当たり排出量は変わりませんが、ごみ総排出量は3,011 t (7.6%)の削減、最終処分量は429 t (7.8%)の削減となります。

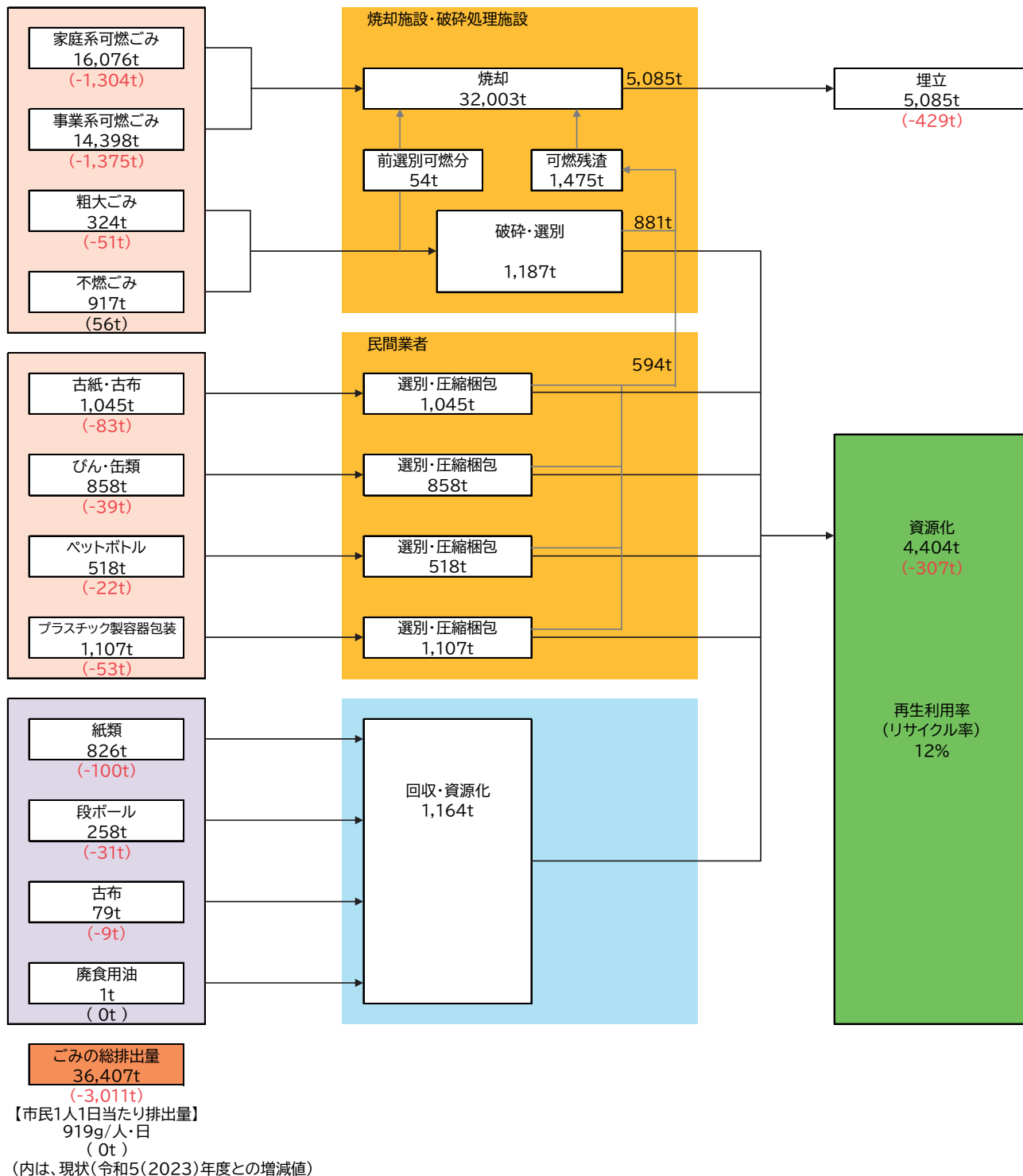


図16 最終目標年次(令和12(2030)年度)のごみ処理フロー(現状趨勢の場合)

第5章 課題解決に向けた方策

第1節 課題解決に向けた方策

(1) 家庭系ごみ排出抑制等のための方策

① 分別の徹底と4Rの推進

可燃ごみ(普通ごみ)中に、資源化可能なプラ製容器包装(ペットボトル、その他プラ製容器包装)、プラスチック製品廃棄物、古紙・古布、空き缶、空きびんのほか、本来は小型ごみとして排出されるべきものが混入していることから、分別の徹底について広報、チラシ、パンフレット等により市民に周知を行うとともに環境問題やごみのリサイクル等を推進するための啓発イベントを開催する等、さまざまな手法により周知・啓発を行っていきます。

また、プラスチック資源循環法に基づき、プラスチック製のハンガー、おもちゃ、バケツなどの製品プラスチックの分別収集を早期に実施できるよう取り組んでいきます。

本市では令和元(2019)年6月に「もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言及び同宣言に伴うアジェンダ(行動内容)」を定めており、これらに基づく取り組みを推進します。

さらに、ごみの減量化を図るため、ごみの分別を進めていくとともに、4R【リフューズ(不要なものを使わない)、リデュース(ごみを減らす)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(資源として利用する)】についても推進していきます。

(2) 事業系ごみ排出抑制等のための方策

① 分別の徹底と4Rの推進

事業所から排出される廃プラスチック類(弁当がら等の容器、ペットボトル等)、空き缶、空きびんは、これまで事業系一般廃棄物として本市で処理してきましたが、産業廃棄物の指導権限を有している大阪府の見解では 産業廃棄物であることから、産業廃棄物として適正に処理するよう分別の徹底について、周知・啓発を行っていきます。

事業系ごみ中にも家庭系ごみと同様に、資源化可能な紙類はクリーンセンター(焼却施設)での受入れを禁止し、分別の徹底について広報、チラシ、パンフレット等により事業者にも周知を行っていきます。

また、家庭系と同様、事業系ごみについても4R【リフューズ(不要なものを使わない)、リデュース(ごみを減らす)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(資源として利用する)】を推進していきます。

② 事業系ごみの排出抑制

本市の事業系ごみ排出量は、全国類似都市、大阪府内他都市、北河内7市いずれとの比較においても多いことから、事業系ごみの排出抑制方策を実施していきます。

具体的な方策として下記の施策を行います。本市としてはこれらを実施するための体制の整備等を行います。

■展開検査

門真市クリーンセンターへ搬入された事業系ごみについて、展開検査を実施し、産業廃棄物や搬入不適物が搬入されないよう確認を行います。

■事業所への指導・立ち入り検査

展開検査において不適切なごみの搬入が確認された事業者に対して、適正なごみ排出ルールの徹底やごみ減量への協力について指導を行います。

また、多量排出事業者への立ち入り検査を定期的を実施するなど、必要に応じて事業所への立ち入り検査を行います。

(3) ごみ処理費用の適正化に関する方策

第2部第3章ごみ処理費用の現状で述べたとおり、本市のごみ1t当たりの処理費用は約7万3千円、うち中間処理費用はごみ1t当たり約3万2千円となっており、この数年でごみ1t当たりの処理費用が大きく増加していることから、より効率的・効果的なごみ処理に努め、ごみ処理費用の適正化を図ります。

① 効率的・効果的なごみ処理の実施

ごみ処理費用の適正化を図るため、より効率的・効果的なごみ処理ができるよう、ごみの収集運搬体制や中間処理体制の見直しを図ります。

② ごみ処理手数料の見直し

他都市と比較して排出量の多い事業系ごみや申込件数の多い持ち込みごみについて、他都市ごみ等の不適切な搬入の防止、受益者負担の原則、ごみ減量行動への誘導、ごみ処理に対する市民意識の向上、費用負担の公平化等の観点から、持ち込みごみの処理手数料を中間処理に要した費用の半額程度に見直しするほか、粗大ごみの持ち込みについては、収集する粗大ごみに処理券制を導入していることとの整合性を考慮し、収集する粗大ごみと同程度の処理手数料となるよう制度を見直します。

③ 家庭ごみの有料化

家庭ごみ(普通ごみ)の有料化については、市民の理解や協力が不可欠であるほか、家庭ごみ有料化の導入に伴い不法投棄の増加が懸念されることから、周辺自治体との連携が必要であり、各種施策によるごみ減量化の進捗状況を踏まえつつ、引き続き検討します。

(4) リサイクルの推進に関する方策

リサイクルの推進として、資源可能な紙類の分別、小型家電の選別、リサイクルショップでの不用品買取、剪定枝等の資源化、再生資源集団回収活動の活性化等に努めます。

また、魚あらについては、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う唯一の事業者である小島サステイナブルフィッシャリーズ(株)において資源化を図るものとします。

(5) ごみ処理体制のあり方に関する方策

将来的な施設の整備・運営のあり方については、国及び大阪府によって示されているごみ処理広域化の推進という政策方針、人口減少やごみ減量化・リサイクルの進展によるごみ処理量減少への対応、災害時等における継続的かつ安定的なごみ処理体制の確保、ごみ処理事業のコスト縮減等を踏まえて検討していくこととしました。

このような状況の中、本市から令和元(2019)年12月に大阪広域環境施設組合の4構成市へごみ処理広域化にかかる検討への依頼を行ったことを契機に検討が進められ、令和3(2021)年3月に「門真市のごみ処理広域化に関する確認書」を大阪広域環境施設組合の構成市である大阪市、八尾市、松原市、守口市及び本市の間で締結し、共同処理開始に向けて引き続き協議することになっています。

門真市のごみ処理がより安定的かつ効果的に処理できるよう、関係先との協議、検討を進めていきます。

第2節 前回計画から継続・強化する取り組み

前回計画の内容を踏まえ、今後も継続又は強化していく施策は下記のとおりとします。

(1) 家庭系ごみの減量等に関する主要な施策

前回計画の内容		継続・強化する取り組み
市民・事業者・門真市の三者協働の体制づくり		・廃棄物減量等推進審議会の設置 ・門真市プラスチック削減プラットフォームの設置
レジ袋削減等の三者協働による具体的な取り組みの展開		・レジ袋削減キャンペーンの実施
地域におけるごみ減量の担い手づくりとリサイクル活動の活性化		・市ホームページ、広報による周知
店頭回収・拠点回収の拡充		・廃油の拠点回収実施 ・もったいないブースの設置(不用品の無償提供) ・市ホームページ・広報・ごみ通信での周知 ・資源物持ち去り対策の実施 ・市内電気店の協力による廃蛍光灯等の店頭回収の実施 ・小型家電、水銀使用廃棄物、使用済みステンレス製ボトルの拠点回収の実施
分別排出ルール of 周知徹底		・「門真市暮らしの便利帳」「ごみの出し方・分け方」「粗大ごみの出し方と申し込みの手引き」の配布 ・市ホームページ・広報での周知 ・分別指導の実施
ごみ減量に取り組む地域団体や市民活動グループへの支援の充実		・再生資源集団回収奨励金制度の継続
大規模住宅団地等へのリサイクル促進指導の充実		・開発協議の実施
再生品の使用拡大等 リサイクルシステムの安定化	1)再生品の使用拡大	・再生紙の利用
	2)再生資源業者との連携強化	・再生資源事業者指定制度の実施

(2) 事業系ごみの減量等に関する主要な施策

前回計画の内容			継続・強化する取り組み
排出者責任の浸透と自己管理意識の定着			・市ホームページ・広報での周知
分別排出の徹底とごみ減量の推進	1) 分別排出の徹底		・展開検査、指導・立ち入り検査
	2) 個別事業所に対するごみ減量指導の強化	① 事業系ごみの排出実態の把握	・搬入量月報の確認 ・事業系一般廃棄物減量等計画書の提出依頼
		② 立ち入り調査の実施	・事業所への立ち入り調査の実施
		③ 事業系ごみ減量の手引きの作成	・事業系ごみ分別ハンドブックの作成
		④ 新規大規模事業所等建設に伴う再利用促進指導の充実	・開発協議の実施
	3) 許可業者との連携と指導		・許可業者事務研修会の開催
搬入検査の強化			・展開検査の実施 ・搬入申請書の提出
ごみ減量ハインセンティブが働く収集システムの検討			・事業系一般廃棄物処理手数料の見直し
公共施設における率先行動の充実	1) 職員へのごみ減量意識の徹底		・門真市エコオフィス推進計画の推進
	2) 公共施設におけるごみ減量化・適正処理の取り組み強化		・水銀使用廃棄物の分別回収

(3) 環境教育・啓発等に関する主要な施策

前回計画の内容			継続・強化する取り組み
環境を守る主体的行動の活動拠点の機能強化			・かどまエコフェスティバルの企画・開催 ・環境学習推進講座の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施 ・もったいないブースの実施
環境にやさしい生活の定着	1) 啓発活動・環境教育の充実	① 啓発活動の充実	・市ホームページ・広報・ごみ通信での情報提供 ・かどまエコフェスティバルの実施
		② 環境教育の充実	・環境副読本の作成 ・環境学習(施設見学)の実施 ・リサイクル工作講座の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施
	2) 環境やごみに関する情報提供の充実		・市ホームページ・広報での情報提供 ・施設見学の受入実施についてホームページでの案内

(4) 脱炭素社会・循環型社会構築に関する施策

前回計画の内容		継続・強化する取り組み
脱炭素社会実現のためのごみ処理システムの運営		・門真市エコオフィス推進計画の推進 ・門真市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進
資源化の推進と適正処理に適した分別収集体制の確立		・収集ルート、ステーション配置の見直し ・収集業務委託による効率化
市民ニーズに対応した収集サービスの実施		・さわやか訪問 ・ふれあいサポート
収集作業・施設の維持管理の安全対策の確保		・労働安全衛生講習会の実施 ・交通安全講習会の実施 ・職員安全衛生委員会による職場巡視実施
既存焼却施設の長寿命化と、次期焼却施設の整備に向けた準備		・現有施設の長寿命化計画により基幹改良工事を予定
既存施設の維持管理の徹底と処理事業の効率化		・定期的な維持保守管理 ・展開検査の実施 ・収集業務の民間委託実施
最終処分場の 安定的確保	1)広域最終処分場の安定的な確保	・国や大阪府に対して、要望書の提出
	2)ごみ減量化の推進による最終処分量の削減	・一般廃棄物処理基本計画の策定
適正処理が困難な物への対応強化		・処理困難物の適正処理に向けた周知の実施 ・排出事業者への指導徹底
在宅医療廃棄物等の新しい廃棄物問題に対する処理 ルールの検討		・医師会の協力に基づく感染性医療廃棄物の引き取りによる 適正処理実施 ・情報収集の適宜実施
廃棄物処理に関する総合的震災対策の充実		・災害廃棄物処理基本計画に基づく実施要領策定 ・実施要領の適宜見直し
きれいで潤いのあるまちづくりの推進		・キラッとかどま(市内統一清掃)の実施等による啓発

第3節 将来のごみ処理フロー(施策実施後)

施策実施後の最終目標年次(令和12(2030)年度)のごみ処理フローを以下に示します。

令和5(2023)年度実績と比較して、ごみ総排出量は6,108 t (15.5%)の削減、1人1日当たりでは78 g/人・日(8.5%)の削減、最終処分量は941 t (17.1%)の削減となります。

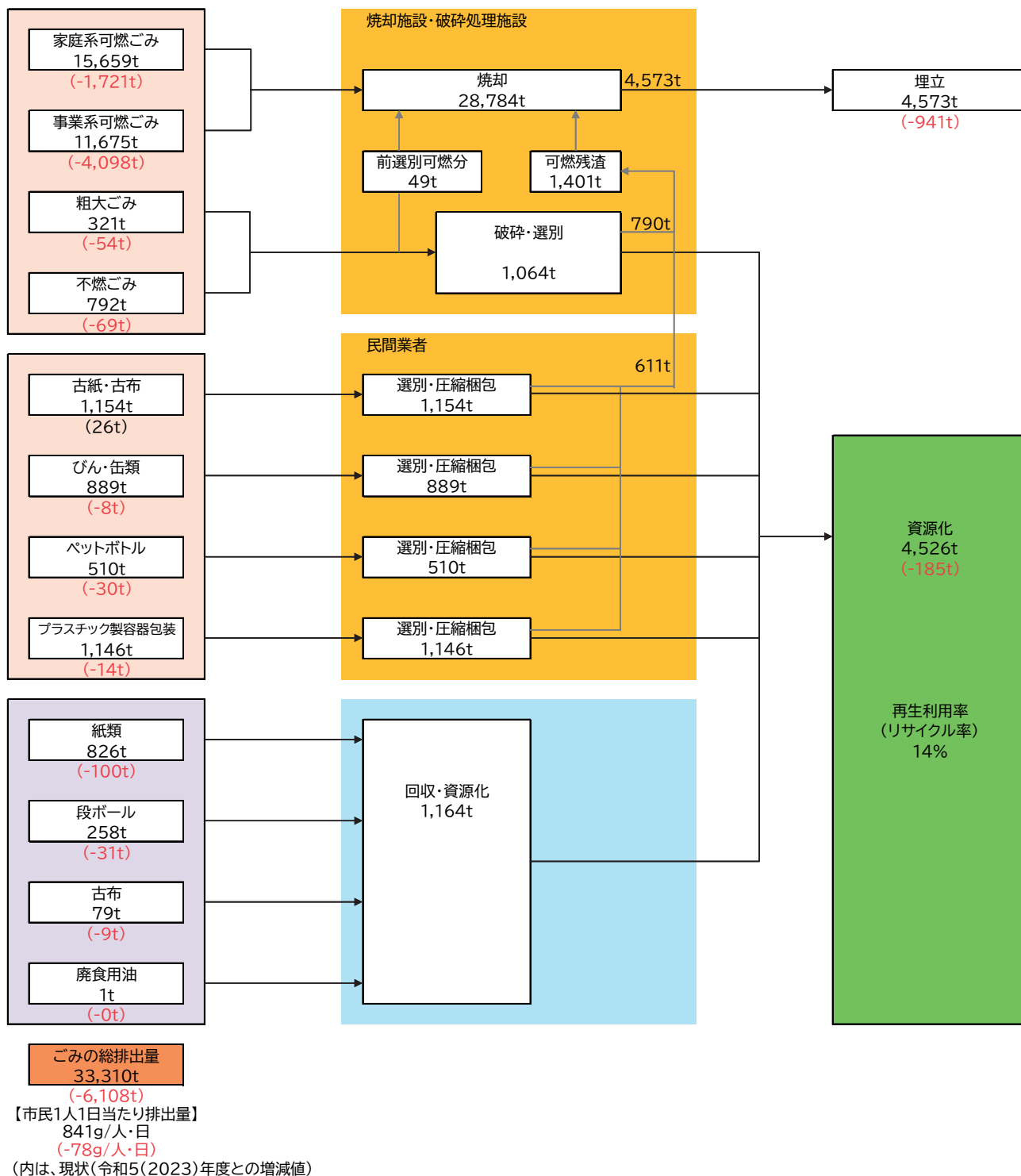


図17 最終目標年次(令和12(2030)年)のごみ処理フロー(施策実施後)

第3部 食品ロス削減推進計画

第1章 計画の基本事項

第1節 計画の背景

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のことであり、このような食品ロスは、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に発生しています。

国の推計によると、令和4(2022)年度における食品ロス発生量は年間約472万トンで、この値は世界で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量(2021年度：年間約440万トン)の約1.2倍に相当します。

また、令和5(2023)年度の日本のカロリーベースの食料自給率は38%で、多くの食料を海外から輸入する一方で、多くの食料を廃棄しています。

食品ロスに関する問題は、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」における多くの目標の達成にもつながることから国際的な食品ロス削減の機運が近年高まっています。

この様な国際的な行動にあわせて、国は「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)を令和元(2019)年10月に施行し、この食品ロス削減推進法に基づき、令和2(2020)年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)を閣議決定して、国や地方行政をあげて積極的に食品ロス削減に努めています。

本市においては、令和2(2020)年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画から食品ロスの削減を重点施策のひとつと位置づけ取り組んでいましたが、さらに市民や事業者の連携による食品ロス削減を積極的に推進していくために、今回の一般廃棄物処理基本計画中間見直しに合わせて「食品ロス削減推進計画」を策定することとしました。



第2節 計画の位置づけ

本計画は、「食品ロス削減推進法」第13条第1項の規定に基づく市町村食品ロス削減推進計画として策定します。

なお、計画の策定に際しては、一般廃棄物処理基本計画における食品ロス削減に関する事項の個別計画として、上位計画である総合計画や環境基本計画のほか、大阪府の「大阪府食品ロス削減推進計画」など、関係法令に基づく食品ロスの削減推進に関連する各種計画との調和を図ります。

第2章 食品ロスの現状

第1節 門真市における現状

本市における令和5(2023)年度の食品ロス量については、令和元(2019)年度に実施したごみ組成調査結果と同年度における焼却処理の実績から推計しました。

家庭系食品ロス量は2,068 t(家庭系ごみの9.4%)、事業系食品ロス量は6,530 t(事業系ごみの40.3%)で合計8,598 tと見込まれます。

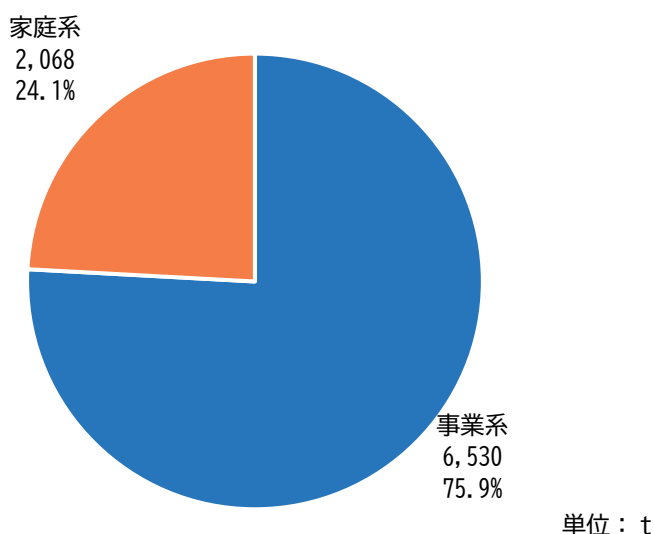


図18 令和5(2023)年度における食品ロス量(推計)

第3章 数値目標

第1節 削減目標

各年度における食品ロス量については、令和元(2019)年度に実施したごみ組成調査結果と当該年度における焼却処理量から推計しました。

国や大阪府の削減目標と同等の目標として、令和12(2030)年度に平成12(2000)年度比で事業系、家庭系ともに50%削減の7,140 t(令和5(2023)年度比で17%削減)をめざします。

表4 食品ロス削減推進目標値

(t/年)

	【基準値】 平成12(2000)年度	【現 況】 令和5(2023)年度	【目標値】 令和12(2030)年度	【削減率】 令和5(2023)年度比
家庭系	2,835 t	2,068	1,418	-650 t (-31.4%)
事業系	11,445 t	6,530	5,722	-808 t (-12.4%)
市全体	14,280 t	8,598	7,140	-1,458 t (-17.0%)

第2節 取り組み目標

国や大阪府の目標に準じて、取り組み目標を設定します。

市民アンケート結果では、食品ロス削減の取り組みを複数項目(2項目以上)で「ほぼ実践している」の割合は92.6%でした。

国や大阪府の取り組み目標に準じて、市民アンケート結果で、食品ロス削減の取り組みを複数項目(2項目以上)で「ほぼ実践している」の割合95%を目標とします。

表5 食品ロス削減推進取り組み目標

	食品ロス削減の取り組みを複数(2項目以上)行う人の割合	食品ロス削減の取り組みを1項目以上行う人の割合	
		割合	取り組んでいること (上位1位、2位、3位)
全 国		85.0%	(1)残さずに食べる：60.7% (2)冷凍保存を活用する：43.5% (3)料理を作りすぎない：41.5%
大阪府	81.9% 目標：90%	93.8%	(1)残さずに食べる：76.0% (2)冷凍保存を活用する：53.3% (3)賞味期限を過ぎたものは食べられるか自己判断する：52.7%
【今回の調査結果】			
門真市	92.6% 目標：95%	95.5%	(1)残さずに食べる：74.7% (2)飲食店等で注文しすぎない：72.4% (3)冷凍保存を活用する：66.3%

第4章 基本施策の推進

第1節 事業者への取り組み

(1) 「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」推進の支援

積極的に食品ロス削減の取り組みを進める事業者と大阪府が連携して消費者への啓発活動をより効果的に進める「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」(平成30年度創設)にかかる啓発や参加の呼びかけを市内事業者に対して行うとともに、取り組み事例の紹介や大阪府への申請手続きの支援を行います。

(2) フードバンク・フードドライブ活動の支援

市内の事業者に対して、フードドライブへの協力や理解について啓発するとともに、福祉施設やこども食堂など提供食品を必要とする団体などの情報を整理し、需要と供給のマッチングを図ります。

(3) 飲食店の「食べきり・持ち帰り」の取り組みの支援

小盛メニューや多サイズ展開など、消費者が食べきれの量を選択できる「食べきり」、残ってしまった料理を消費者が自己責任で持ち帰る「持ち帰り」の推進について事業者への啓発を進めます。

(4) 食料品販売店の「てまえどり」活動の推進

購入後すぐ食べる食品は陳列の手前から取る「てまえどり」を促進するため、食料品販売店において店舗内へのポップの設置や買い物かごへのステッカー貼付などの取り組みを促します。

(5) 事業者の取り組みにかかる公表等

食品ロス削減に取り組む市内事業者や店舗について、市民に広く事業者名・取り組み内容を公表し、食品ロス削減の取り組みが消費者に評価され、事業者や店舗のイメージ向上等につながるよう支援します。

第2節 市民への取り組み

(1) 出張授業の開催

令和5(2023)年9月から10月にかけて、門真市と包括連携協定を締結している摂南大学で、食品ロスに関する出張授業を計3回実施し、学生に対して門真市の抱える食品ロスの課題を「じぶんごと」として理解してもらいました。

また、門真市では毎年市内の小学4年生を対象に門真市クリーンセンターで環境学習を実施しています。その一環として、令和6(2024)年は民間企業にリサイクルや食品ロスに関する出張授業を開催してもらいました。

その授業の中で、参加した生徒の皆さんに店舗の商品陳列棚に掲示する「てまえどりポップ」を作成してもらい、優秀作品は「食品ロス削減月間」である10月より市内の協力いただいたコンビニエンスストアで実際に掲示を行いました。

今後もこの様な出張授業を随時開催し、食品ロス削減に向けて広く市民への理解を呼びかけます。

(2) 食品ロス削減に向けた料理方法の啓発

市では、令和5(2023)年11月に「実演！食品ロス削減レシピ」として、おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度のパートナーショップ事業者である料理家の吉田麻子先生の協力を仰ぎながら、食品ロス講演会の開催を行い、大阪の食文化にまつわる話も交えながら、食品ロス削減レシピを実演していただきました。また、吉田先生による様々な食品ロス削減レシピを市ホームページに掲載し、食品ロス削減に向けての調理方法を紹介しています。

(3) 食品ロス削減ショップ「ecoeat(エコイート)」の出店

「ecoeat(エコイート)」は門真市と協定を締結している「NP0法人日本もったいない食品センター」が運営する「食品ロス削減ショップ」です。市が関係するイベントの際などに来店いただき、賞味期限間近や賞味期限切れであっても安全かつ美味しく食べていただける商品のみを安価で販売していただく事で、廃棄予定の食品を有効利用するだけでなく、この取り組みを通じて、食品ロスの削減について市民への関心や理解を深めてもらいます。

(4) 「3きり運動」の啓発

家庭から出るごみのうち、約半分を「生ごみ」が占めています。また、「生ごみ」には約80%の水分が含まれています。「使いきり・食べきり・水きり」の「3きり運動」に取り組むことで、食

品ロスだけでなく、生ごみの減量にもつながります。

ご家庭で「3きり運動」を実践してもらうことで、食品ロスだけでなく家庭ごみ全体の削減に取り組んでもらうよう啓発を行います。

(5) 安全で効率的な食品保管方法の啓発

市民アンケートでは「保存していたことを忘れていた」等で消費期限や賞味期限が切れてしまい、結果それが廃棄食品・食品ロスの発生原因となっているケースが多いことが見受けられます。このため、大阪府が作成しているリーフレットを利用するなど、効率的な食品保存についての啓発を行います。

(6) サステナブルフードに対する検討

「サステナブルフード」は食品ロスなどによる将来予測される食糧危機など自然環境や社会問題に配慮した食品です。

近年、「サステナブルフード」に注目が集まってきていることもあり、大豆由来の代替肉やフェアトレードコーヒーなどのサステナブルフードを取り扱う飲食店やスーパーなどが増えてきています。

SDGsによる持続可能な社会をめざす過程においては、サステナブルフードについても理解を深める必要があると考えられます。サステナブルフードには、地産地消やレストランのシーズンメニューなども含まれるとされていますので、今後食品ロス削減の取り組みに対しても、サステナブルフードに対する配慮について検討を行います。

第4部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

第1節 生活排水処理システムの概要

本市の生活排水処理システムの概要は、以下に示すとおりです。生活排水は、し尿及び浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。)と生活雑排水(し尿等以外の家庭排水)の2つに大別されます。

し尿は、委託業者により汲み取られた後、四條畷市立環境センターに搬入しています。

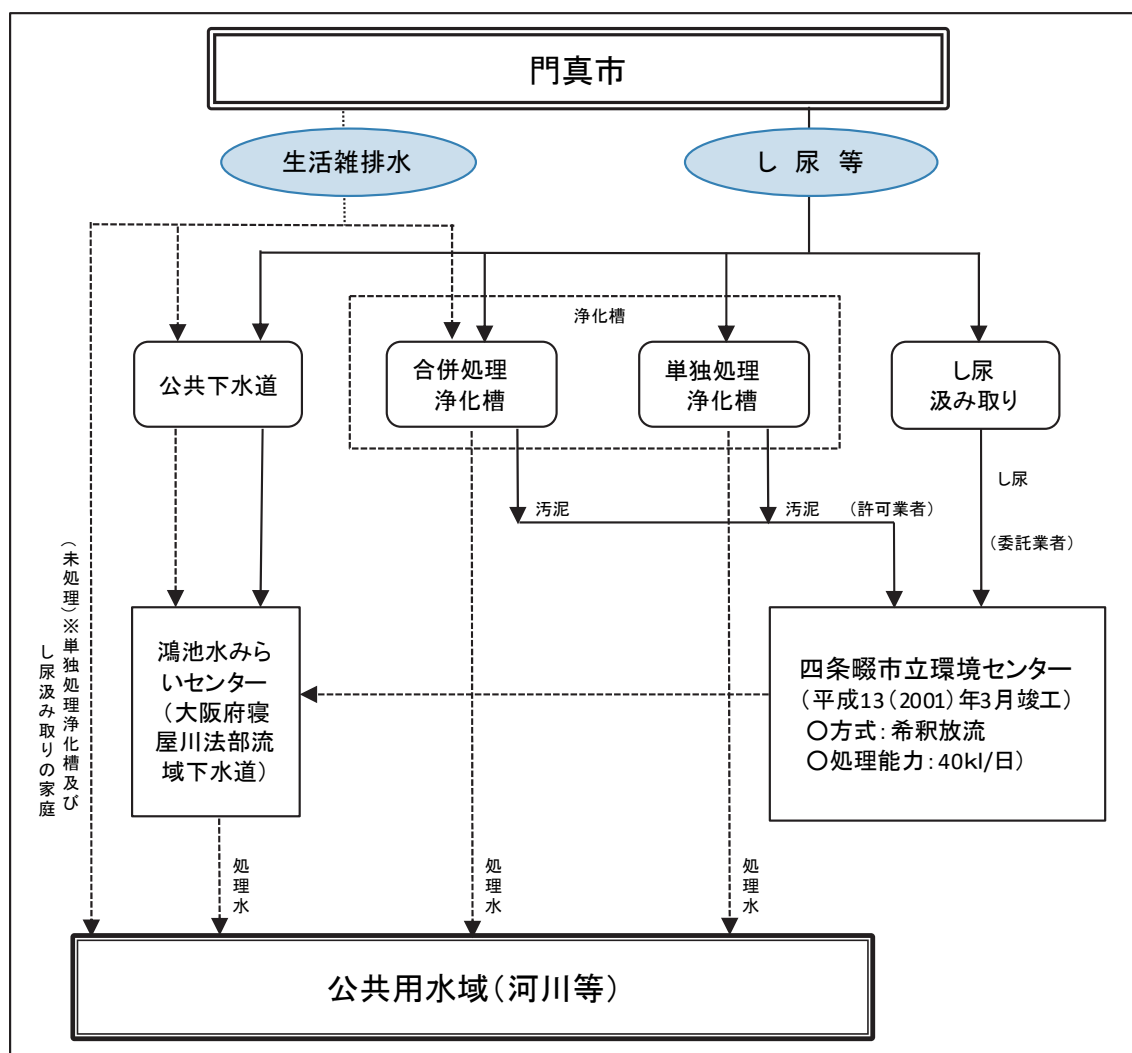


図19 生活排水処理システムの概要

第2章 生活排水処理計画

第1節 基本理念

生活排水処理に係る基本理念は、下記のとおりとします。

- ① 快適で清潔な生活環境づくりと自然環境保全のため、地域特性等を十分考慮しながら啓発に努めます。
- ② 水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する市民意識の向上を図ります。

第2節 基本方針

本市の生活排水処理の現状をふまえ、生活排水処理の基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針1 公共下水道への接続の推進

河川の水質汚濁防止と生活環境の保全のために、公共下水道の整備区域内においては、下水道法の規定に基づき、下水道担当課と協力しながら、公共下水道への切替えを推進します。

基本方針2 生活排水対策の啓発

単独処理浄化槽及びし尿汲み取り家庭から排出され、未処理のまま公共用水域へ放流されている生活雑排水が環境に与える影響について市民の理解を深めるとともに、発生源における汚濁負荷削減対策について啓発を行います。

第3章 計画目標年度

本計画は、令和2(2020)年度を初年度、5年後の令和6(2024)年度を中間目標年度とし、11年後の令和12(2030)年度を最終目標年度としますが、計画期間内でも、社会経済情勢、関係法令や諸制度等が大きく変化した場合は、必要に応じて計画を見直します。

第4章 処理方式別人口及び排出量の見込み

第1節 処理方式別人口の見込み

表6 処理方式別人口の見込み

(単位：人)

区分\年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
1. 計画処理区域内人口	121,728	120,701	119,611	118,158	117,147	115,554	113,983	112,861	111,750	110,649	109,559	108,480
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	116,951	116,386	116,135	115,458	114,916	113,559	112,324	111,483	110,607	109,703	108,777	107,832
水洗化・生活雑排水処理率	96.1%	96.4%	97.1%	97.7%	98.1%	98.3%	98.5%	98.8%	99.0%	99.1%	99.3%	99.4%
(1) 公共下水道(水洗化)人口	114,115	114,933	115,132	114,578	114,255	113,112	112,009	111,261	110,451	109,593	108,699	107,777
(水洗化率)	93.7%	95.2%	96.3%	97.0%	97.5%	97.9%	98.3%	98.6%	98.8%	99.0%	99.2%	99.4%
(2) 合併浄化槽処理人口	2,836	1,453	1,003	880	661	447	315	222	156	110	78	55
3. 生活雑排水未処理人口	4,777	4,315	3,476	2,700	2,231	1,995	1,659	1,378	1,143	946	782	648
(1) 単独処理浄化槽人口	3,591	3,302	2,572	1,897	1,553	1,401	1,143	929	752	606	487	391
(2) 非水洗化人口	1,186	1,013	904	803	678	594	516	449	391	340	295	257
(a) し尿汲み取り人口	1,186	1,013	904	803	678	594	516	449	391	340	295	257
(b) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 水洗化・生活雑排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

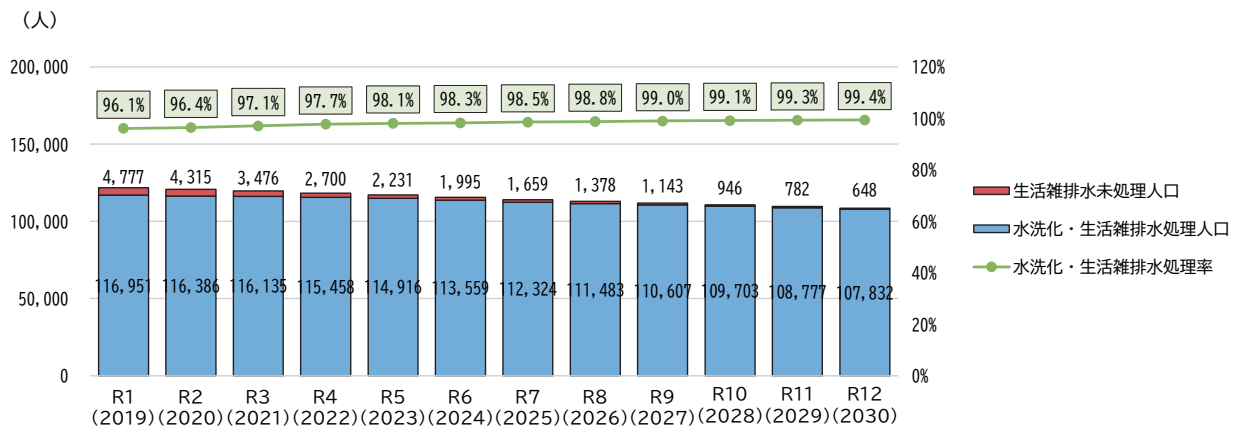


図20 水洗化・非水洗化人口及び水洗化・生活雑排水処理率の将来推移

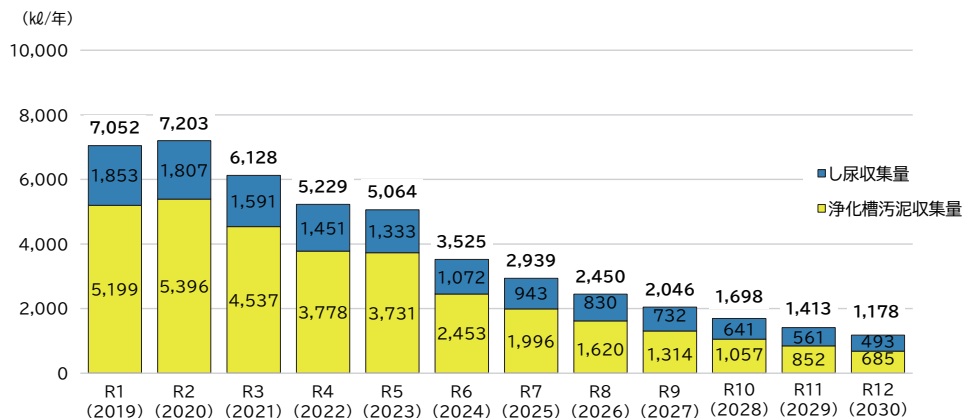


図21 し尿及び浄化槽汚泥量の将来推移

第5章 収集・運搬計画

し尿汲み取りについては、委託業者により収集・運搬を行います。

また、浄化槽汚泥については、許可業者により収集・運搬を行います。

なお、許可業者については、現行の収集体制において、処理計画の円滑かつ的確な遂行が確保されていることから、新たな法令の整備により必要が生じた場合等を除いて、新規許可は行わない方針とします。

第6章 処理・処分計画

当面は四條畷市への委託処理を継続し、四條畷市立環境センターにて希釈し、鴻池水みらいセンターへ移送した後、処理するものとします。

第7章 浄化槽対策計画

浄化槽設置家庭等に対しては、適正管理に関する意識啓発等の管理・指導を継続することにより、浄化槽から流出した汚水や汚泥による公共用水域の汚濁防止に努めます。

第8章 生活雑排水対策計画

公共下水道整備が完了した地域については、下水道法の規定に基づき、下水道担当課と協力しながら、早期に下水道へ接続するようPRを進めていきます。

また、河川・水路等の水質改善を図るため、家庭や事業所で日頃から生活雑排水対策を実践するよう、啓発活動・環境教育の充実に努めます。

さらに、施設の老朽化対策として、四條畷市と今後のし尿等処理のあり方について協議を行い、他の近隣市との広域化・共同化も視野に入れながら、施設の更新工事や建替え等を検討することにより、し尿等の処理に必要な能力を継続的に確保できるよう取り組みます。

公共下水道の老朽化対策については、本市の下水道法事業計画に、長期的な改築の需要見通しを含めた施設の機能の維持に関する方針を定めています。また、下水道施設を適切に管理していくために令和6(2024)年2月に策定したストックマネジメント計画に基づき、今後、計画的かつ効率的な維持・修繕及び改築・更新に取り組みます。

第5部 災害廃棄物処理計画

第1章 計画策定の趣旨

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況であり、本市においても南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震等が発生した場合の影響が予測されています。

このような大規模地震等による災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれ大きいこと等とともに、感染症発生等の二次被害をもたらす可能性があります。また、交通の途絶等に伴い一般廃棄物についても平常時の収集・処理を行うことが困難となることも考えられます。

以上のことから、災害による建物等のがれきや避難所からのごみ・し尿問題に対して、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための基本的事項について定めることを目的として、「門真市災害廃棄物処理計画」を策定します。

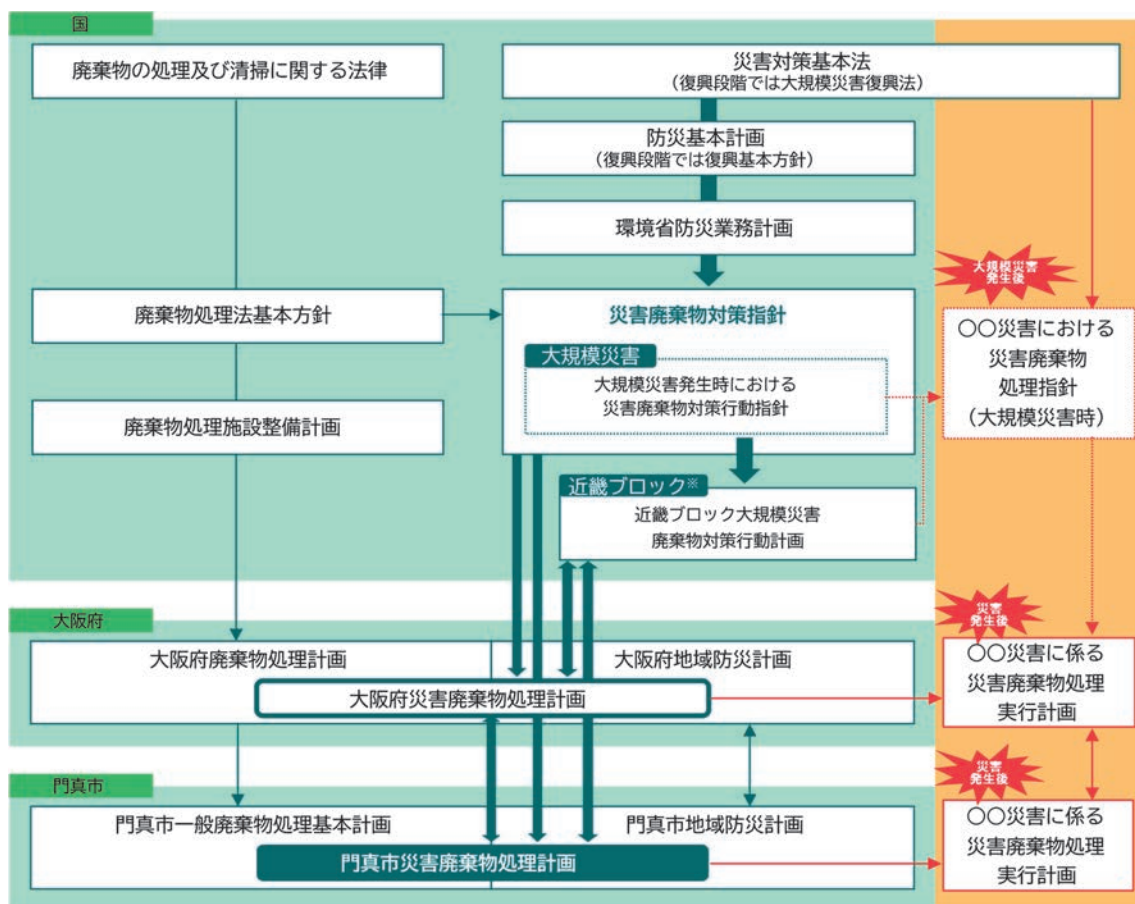
今後は、本計画に基づき「門真市災害廃棄物処理実施要領」を定め、災害廃棄物処理に係る関係主体との情報共有と教育・訓練を重ねることにより、災害廃棄物処理の対応能力の向上を図ります。

第2章 計画の位置付け

本計画は、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を作成するにあたっての基本的事項をとりまとめるために環境省が平成30(2018)年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、関連する法律、計画と整合を図りつつ本市の災害廃棄物処理を行うための計画として位置付けます。

なお、本計画の位置付け及び災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付けは次に示すとおりです。

また、災害発生時には情報収集を行った上で、本計画に基づき災害廃棄物の発生量推計や具体的な処理体制等の検討を行い、災害廃棄物処理実行計画を策定し、処理を実行します。



※ 地域ブロック：地域の災害廃棄物対策を強化すべく、環境省地方環境事務所が中心となって、地域において廃棄物の処理に関わり得る自治体や事業者等に、広く参画を呼び掛け、地域ブロック協議会または連絡会を全国8か所に設置。本市は大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会に参画。

出典：災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30(2018)年3月 環境省)を加工して作成

図22 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置づけ

第3章 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物処理計画における基本方針は、以下のとおりとします。

《基本方針1》 災害廃棄物処理体制の整備

災害時において発生する廃棄物の処理に迅速かつ的確に対応していくため、平常時から災害廃棄物処理体制を整備します。

《基本方針2》 災害廃棄物の衛生的かつ計画的な処理の実施

災害で発生した廃棄物は膨大かつ様々な種類のものが想定されることから、特に衛生面に配慮した計画的な処理を実施することをめざします。

《基本方針3》 災害廃棄物処理に関する情報周知・教育活動の推進

災害時に市全体で対応できるように、平常時から災害廃棄物処理に関する情報周知や教育活動を行います。

第4章 災害廃棄物処理に係る基礎的事項

第1節 計画の対象

(1) 対象とする災害

本計画では、地震災害、風水害その他自然災害を対象とします。地震災害については地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災・爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。風水害については、竜巻等の風による被害の他、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害を対象とします。

(2) 対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物(片付けごみを含む)の処理が必要となります。本計画で対象とする廃棄物及びその性状は下表に示すとおりです。

ただし、事業系廃棄物は、廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとします。

表7 本計画で対象とする廃棄物

災害廃棄物		概要	本計画の 対象
一 般 廃棄物	し尿※1	被災施設の仮設トイレからのし尿	○
		通常家庭のし尿	
	生活ごみ※1	被災した住民の排出する生活ごみ	○
		通常生活で排出される生活ごみ	
	避難所ごみ※1	避難施設で排出される生活ごみ	○
	災害に起因する 廃棄物	道路啓開や救助搜索活動に伴い生じる廃棄物	○
		損壊家屋等から排出される家財道具(片付けごみ)	○
		損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物	○
		その他	○
	事業系 一般廃棄物	被災した事業場からの廃棄物※2	○
事業活動に伴う廃棄物(産業廃棄物を除く。)			
産業廃棄物		廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物	

※1 生活ごみ、避難所ごみ及びし尿(仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く)は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

※2 災害の程度や排出量により本市としての対応を検討する。

注)廃棄物処理法第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

(3) 被害想定に基づく災害廃棄物の発生量

① 地震

想定する災害は、大阪府災害廃棄物処理計画で対象としている上町断層帯地震等及び南海トラフ巨大地震とします。

表8 被害想定に基づく門真市の災害廃棄物等発生推計量(地震)

想定地震 被害内容	上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・ 南海地震	南海トラフ 巨大地震
気象庁 マグニチュード	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	最大9.1
計測震度	4～7	4～7	4～7	3～7	3～7	4～6弱	5弱～6強
建物被害							
全壊(棟)	8,105	687	11,358	982	12	330	1,314
半壊(棟)	7,783	1,435	8,574	1,985	31	753	5,762
災害廃棄物発生量(t)	1,205,836	120,839	1,633,692	171,145	2,284	59,549	303,710
解体由来(t)	772,218	84,085	1,026,039	118,608	1,642	41,894	233,411
公物等量(t)※	433,618	36,755	607,653	52,537	642	17,655	70,299
種類別内訳(t)	1,205,836	120,839	1,633,692	171,145	2,284	59,549	303,710
柱角材(t)	184,493	18,488	249,955	26,185	350	9,111	46,468
可燃物(t)	65,115	6,525	88,219	9,242	123	3,216	16,400
不燃物(t)	361,751	36,252	490,108	51,344	685	17,865	91,113
コンクリートがら(t)	584,830	58,607	792,340	83,005	1,108	28,881	147,299
金属くず(t)	9,647	967	13,070	1,369	18	476	2,430

※片付けごみ及び公物等をいう。なお、公物等とは、道路、公園等の公共施設から排出される災害廃棄物及び土砂・流木等のこと。

② 水害

水害に伴う推計では、淀川水系寝屋川流域の洪水浸水想定区域図と建物データ・世帯数情報を重ね合わせた建物の被害状況を用いて、災害廃棄物発生量の推計を行いました。

a.建物被害想定

建物被害の整理結果は下表に示すとおりで、床下浸水11,227棟、床上浸水8,115棟、半壊3棟、全壊0棟となります。

表9 建物被害

被害区分	被害数
床下浸水	11,227 棟
床上浸水	8,115 棟
半壊	3 棟
全壊	0 棟

出典：令和4年度災害廃棄物処理実効性確保モデル事業(門真市)報告書(環境省)

b. 災害廃棄物発生量

寝屋川流域の河川が氾濫した場合では、32,887tの災害廃棄物が発生すると推計されます。

第2節 各主体の役割

(1) 門真市

災害廃棄物は一般廃棄物に位置付けられるものであり、その処理は、本市が主体となって処理を行います。本市が被災していない場合は、被災市町村からの要請に応じて、人材及び資機材の応援を行うとともに、被災地域の災害廃棄物の受入を積極的に行います。

(2) 大阪府

府は、処理主体である本市が適正に災害廃棄物の処理を行えるよう、被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受けて被災市町村の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合等、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、本市が府へ事務の委託を行った場合には、本市に代わって、府が直接、災害廃棄物の処理の一部を担うことがあります。

(3) 民間事業者等

民間事業者は、事業場から排出される廃棄物の適正処理と円滑かつ迅速な処理に努めます。本市や府と災害時の協力協定を締結している関係機関・関係団体は、都本市や府の要請に応じて速やかに支援等に協力する等、その知見及び能力を活かした役割を果たすよう努めます。また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努めます。

(4) 市民・ボランティア

本市が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができるよう、市民及びボランティアは「災害ごみの扱い方について」及び「ボランティア向け災害ごみ処理ハンドブック」に基づき、片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努めます。またボランティアは、本市と連携して被災家屋の後片付け等の被災者支援を行います。

第3節 処理目標期間の設定

(1) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

災害時は、まず生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理を優先します。発災後、廃棄物処理体制に係る支障を確認し、速やかに生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集・処理を再開します。

(2) 災害廃棄物

早期の復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理は可能な限り早期の完了をめざします。

腐敗性の廃棄物は初動期において最優先で処理します。

木材、金属くず、コンクリートがら、廃家電、廃自動車は、排出され次第、仮置場のスペースを確保するためにも早急に処理先や復興事業先へ搬出して処理します。

処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定するが、大規模災害においても3年以内の処理完了をめざします。なお、処理期間について国の指針が示された場合は、その期間との整合性を図り設定します。

第4節 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害発生後は、環境省が策定する「災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」や本計画を基に、地域の実情や被害状況を速やかに把握し、関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理したうえで処理の基本方針を含む災害廃棄物処理実行計画を策定します。



門真市一般廃棄物処理基本計画(概要版)

発行・編集： 門真市 環境水道部 環境政策課

〒571-8585

門真市中町 1 番 1 号

電話：06-6902-6490

ホームページ：<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>